

第1回多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）検討会議 会議録

日 時：令和2年8月5日（水） 10時00分～12時00分

場 所：三重県勤労者福祉会館

出席者：小林委員（座長）、東委員、渡辺委員、浦狩委員、
江崎委員、繁内委員、柳沢委員、山口委員

（事務局）皆様、おはようございます。映像、音声、大丈夫でしょうか。はい。それではただいまより、第1回多様な性的指向・性自認に関する三重県条例、仮称ですが、検討会議をWeb会議にて開催させていただきます。私は事務局を務めさせていただきます、県環境生活部ダイバーシティ社会推進課長の阪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それではですね、最初に県環境生活部長の岡村順子から一言ご挨拶申し上げます。

（事務局）委員の皆様、おはようございます。初めまして、環境生活部長の岡村でございます。本日はお忙しい中、多様な性的指向・性自認に関する三重県条例の第1回の検討会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日はオンライン会議としておりまして、6名の方がオンラインでご参加をいただいております。このような方法で開催するのは初めてですので、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、三重県では、2017年にダイバーシティ社会推進課を設置をしまして、多様性を認めあって、誰もが参画、活躍できるダイバーシティ社会づくりに取り組む中、LGBTをはじめとする性の多様性につきましても、県民の皆様への啓発や人権教育、職員向けガイドラインの作成など、取り組んでまいりました。

こうした一方で、県男女共同参画センターのLGBT相談の件数は年々増加しており、また、今回の条例検討に際しまして実施をいたしました県内当事者アンケートの結果等からも、LGBTなどの当事者は様々な不安や困難を抱えていらっしゃる状況にあると考えています。こうした当事者の皆さんが自分らしく安心して暮らせるためにも、新たに県条例を制定して、性の多様性の理解と当事者の抱える課題につきましても、社会の共通した認識を育み、県全体での取組の推進につなげてまいりたいと考えております。

この条例の制定につきましては、本年6月の県議会で鈴木知事が表明をいたしましたところ、その直後ネットニュースで取り上げられまして、電話やメールで複数の意見を頂戴しました。その内容は多様で、改めてこの問題は重要かつ切実で検討すべき点や考え方も多様であることを実感したところでございます。

委員の皆様におかれましては、ご専門や日頃のご活動などを通じた幅広い視点からのご意見を頂戴したいと思っております。特に第1回の本日は、今後の条例検討のための様々な論点の抽出をお願いしたいと考えております。本日、時間が限られておりますので、これぞというところに絞っていただきまして、本日言い切れなかった部分につきましては、後日文書等で意見をいただくことも考えております。十分に議論を尽くせますよう、必要な限り今後メールやオンラインでのやりとりを行うようにしたいと考えておりますので、委員の皆様には大変ご苦勞をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私からのご挨拶とさ

させていただきます。

(事務局) はい。それではですね、本日ご出席をいただきました委員の皆様につきまして、名簿をご覧いただきたいのですが、事務局の方から順にお名前を紹介させていただきます。名簿の上からですが、四日市大学副学長、総合政策学部教授の小林慶太郎様。大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授、東優子様。埼玉大学教育機構基盤教育研究センター准教授、渡辺大輔様。NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会名古屋理事、浦狩知子様。NPO 団体 NFT 代表、江崎夢様。一般社団法人性的指向及び性同一性に関する理解増進会代表理事、繁内幸治様。NPO 法人グッド・エイジング・エールズ理事、柳沢正和様。一般社団法人 ELLY 代表理事、山口颯一様。本日は委員 8 名の皆様全員がご出席いただいております。

それではまず、座長の選出に入らせていただきます。検討会議の設置要綱第 4 条では、座長の選出は委員の互選により定めるとしてありますが、皆様どうさせていただきますでしょうか。

(浦狩委員) 三重県の、今こちらにも見えます、小林先生にお願いしたいと思いません。

(事務局) そのようなお声をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。小林委員にお願いするということで、ご異存ありませんでしょうか。

(各委員) 賛同の声

(事務局) それでは小林委員、ぜひお引き受けいただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

(小林委員) はい、わかりました。県内在住の学識者ということで、務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局) それでは、ここからの会議の進行は座長にお願いしたいと思います。小林座長、どうぞよろしく願いいたします。

(小林座長) はい、改めまして、皆さんどうぞよろしく願いいたします。

この検討会議の目的はですね、皆さんお手元に設置要綱をお持ちだと思いますが、この設置要綱の第 1 条によりますと、県が条例を制定するにあたって、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するために設置されているものだと、こういう位置づけだそうであります。この会議で、条例そのものをお作りいただくということではなくて、最終的には県の方で条例をお作りいただく、そのための材料というかネタになるようなことをここでできるだけ論点として出していこうと、そういった我々役割かなというふうに思いますので、ぜひ忌憚のないご意見を沢山いただきまして、いろんな論点、多々あるかと思しますので、様々な観点からご発言いただければというふうに思っております。どうぞ、ご協力よろしく願いいたします。

それではですね、お手元の事項書に沿って進めて参りたいと思います。本日は二部構成というふうに伺っております。まず第一部の方ではですね、条例検討にあた

って重要なこと、そして第二部の方では、県提示の論点に対する考え方、この2点について皆様のご意見を伺いたいということだそうであります。本日は先ほど申しました、議論をするというよりは、次回素案が出てくると思います。そこで議論をしていくためのまずは論点出しですね。素案につなげていくための論点出しをしていただくと、論点を出し尽くすということが大切かと思しますので、ぜひいろんな観点のご意見をいただければと思います。で、事務局からあらかじめ来ておりますように、おそらく、すべて皆さんおっしゃりたいこと、ここで今日言い尽くすことは時間の関係もあって難しいかと存じますので、言い足りなかった点などにつきましては、後日、8月11日まででしたかね、文書にて意見を提出していただくというふうなことになるようでありますので、ぜひ今日はここが一番大事だと、ここはとにかく言っておきたいというポイントをしっかりお話いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは早速第一部の方ですね、三重県の地域社会全体で取り組んでいくため、この条例検討において留意すべき点、大切にすべき点について、ご意見をということとで、まずは資料の説明を事務局の方からお願いいたします。

(事務局)事務局から資料説明(資料1関係)

(小林座長)はい、ありがとうございました。それではですね、各委員の皆様のお考えを順番にお聞きしていきたいと思っております。時間が非常に限られてますので、恐縮ですけれども、お一方4分以内ということで、簡潔にお願いをしたいというふうに思っております。発言順でございますけれども、誠に勝手ではあります、私を除きまして名簿の上から順番にということをお願いをしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。もし先ほどの県の資料説明に関してご質問等ある場合も、このご発言の際に合わせていただければと思っておりますのでよろしく願いします。

では早速でありますけれども、大阪府立大学東先生から、よろしく願いいたします。

(東委員)東です。まず、人権教育との取組の関連性というものがどうなってるかという点について、ご説明いただくことは可能でしょうか。

(小林座長)ご質問いただきまして事務局、いかがでしょうか。人権教育との関連ということです。

(事務局)人権についてはですね、もちろんLGBTの関係で踏まえてくるわけですが、条例の検討にあたってはですね、それとの直接の関係について議論を進めているわけではございませんので、ご意見がありましたら承りまして、次回の会議までに検討の結果を報告したいと思っております。

(小林座長)続いてご意見どうぞよろしく願いいたします。

(東委員)(オンラインシステムのWebexを再ダウンロードする必要があり、それに手間取っていたため)皆さんの意見を先に聞いて、ちょっと補足するかもしれ

ませんけれども、とりあえず次にいってください。

(小林座長) よろしいですか。それでは順番、次にまいりたいと思います。渡辺さんよろしくお願ひいたします。

(渡辺委員) はい。まずはあれですよ、この条例検討にあたって重要なことっていうところの部分ですよ、第一部の。

(小林座長) そうですね。

(渡辺委員) はい。なので資料1のところで、資料2の方じゃなくて、資料1の方ですね。

(小林座長) まずは1の方でお願いします。

(渡辺委員) 流れとか趣旨とか概ね、特に異論はありません。いいと思いますが、ちょっと条例が含める範囲とかがよく、私も法律等が専門ではないのでわからないところがあるんですが、例えば札幌市が犯罪被害者等支援制度の中に、その家族というところに同性パートナーも入れたりしているんですね。そういうのもこういう条例の中に入ってきたりするのかどうかとか、どこの範囲までこの条例がカバーするのかっていうのがちょっとわからなかったんですけども、ぜひ幅広く使えるものになればいいなと思っています。取り急ぎ、以上です。

(小林座長) はい、ありがとうございます。これはご意見ということでよろしいでしょうか。何か今の時点で回答は、特に必要ないですか。

(渡辺委員) 今後の検討課題として、意見として受けとめていただければと思います。

(小林座長) ありがとうございます。それでは、幅広い範囲で、できるだけ使い勝手の良い条例にしていって欲しいとご意見として伺ったということにさせていただきたいと思います。続きまして名簿順でいきますと浦狩さん、よろしくお願ひいたします。

(浦狩委員) 私はトランスジェンダーの子を持つ母として活動しておりまして、その中で、そのようなお母さんたちの意見をたくさん聞く機会がございます。交流会であったり、電話であったり、その中で一番多いのが医療の窓口です。最初に相談するところがどこなのかわからない、というのが非常に多いです。それは、当事者の方からも多いです。特に私が受けるのは、小学生、中学生、高校生の当事者からの電話を受けることがありまして、お医者さんにかかりたいのですが、どこに行けばいいんですかっていう質問。で、お母様たちはその話も受けてだと思っんですけども、子供からの話だけではまだ到底信じられるものがないので、お医者さんの意見を聞きたいと皆さんおっしゃられますので、この条例の中に、違うかもしれないんですけども、その窓口の設置、月に1回でも専門の先生に相談できるところ、専

門医を三重県に呼ぶとか。で、なぜ電話が多いかっていうと、東海地方にばかりと、その連絡が取れるところがないと思うんです。ですので、それをお願いしたいということと、もう一つは、この関係性っていうのは当事者と当事者の親と、それ以外というか、その三角関係のところぐるぐるしてるところがあるので、三方がよしと思えるような相談をさせていただいて、条例に反映していけないかなと思っています。以上です。

(小林座長) はい、ありがとうございます。相談窓口がしっかりこの条例に基づいて設置できていくようになるといいねという話と、それから三重県、専門医の方も少ないということなので、そういった方達がこの条例に基づいて配置されるようなことになっていけば、条例ができる甲斐があるなというようなご意見をいただいたかと思います。ありがとうございます。続きまして、江崎さんよろしくお願います。

(江崎委員) はい。江崎夢です、よろしくお願います。私が条例検討にあたって重要視したいのは、過去に縛られないということです。私は学生なので、私が言えるのは若い世代に限ったことになってしまうのですが、伝統と重んじるがゆえにルールに縛られているように感じています。というのも、これは私の知人の学校の話なんですが、ある MtF とされる学生から匿名で学校にメールが届きまして、そのメールに、頭髪検査で毎回髪を短くしなければならないのが本当に辛いついていうふうに書かれていました。それを見た先生はどうにかしたいと思って、何度も何度も会議を開いて、どうするべきかというのを話し合われたそうなんですが、先生の意見としては、もし名乗り出てくれるなら、という感じだったそうです。でもそれはカミングアウトを強制することになってしまうので本人には言えないし。でもその学校は規律がしっかりしているっていうことで有名で、それを信頼して親御さんは入れたがるっていうご家庭も多いので、頭髪規定を自由にもしがたいっていうふうに、かなり悩まれていました。でも、頭髪って冷静に考えたら、髪が長かったら勉強できなくなるっていうわけでもないし、今では町中いろんなヘアスタイルの方がいますし、東京都教育委員会さんのツーブロック禁止令とかもそうですけど、ツーブロックが原因で事件に合うわけでもないの、果たして本当に過去からの伝統が正しいのかっていうのは、考えどころかなと思います。

あとは東京在住なので東京の話ばかりで申し訳ないんですけども、東京にある麹町中学校っていうところでは、今までずっと禁止されていた買い食いをした生徒に対しては、今では全く怒られなくなったそうです。新しく工藤校長先生っていう方が赴任されてからなんですけども。その代わりに、教室のベランダで大はしゃぎする生徒には、しっかり怒る。なぜかという、命に関わるからなんです。過去を大切にするか、命を大切にすかっていうものが、この麹町中学校の例はかなり見本になると思います。これからは、新しく作っていくっていうよりは、捨てるっていう意識も今まで以上に持ちつつ、過去にとらわれない条例の検討ができればいいなと思っています。以上です。

(小林座長) はい、ありがとうございます。過去の伝統ルールに縛られずに、過去を大切にするのではなくて、命を大切にす、そういう新しいルールをこの条例として作っていけるといいんじゃないかと、ご発言いただきました。ありがとうございます。

いました。それでは続きまして繁内さん、よろしくお願いいたします。

（繁内委員）江崎委員の方からご指摘がありましたように、辛い思いをしているという事例は、私も沢山聞いています。これらについては、是非とも、私は完全解消したいという立場なのです。そこで、この完全解消ということにこだわれば、「一体何をどう進めていけばいいのか」というような議論ですね、そのプロセスがとても大事だということをおっしゃって頂いたので、私も「そうだね、プロセスがとても大事だね」とおっしゃって頂きました。つまり、あまりにも個別の事例であるミクロにこだわりすぎると、マクロの視点というものがずれてしまわないかということが、非常に懸念されているというふうに思っています。

それで、初めての方ばかりですので、私のことを少しお話させてください。私は4年半前に、国に関わらせて頂く機会を与えられ、人事院、内閣府から始めて、厚労省だとか、様々な各府省庁の職員研修を務めさせて頂きながら、法律の一部改正、規則・規定、大臣通知など様々なものに関わらせていただいて、まさに各府省庁の担当職員の皆さんと議論を4年半させていただいた経験があります。その中で、この間で最も難しかったのは、わが国は未だ LGBT に関する基本法というものが無いわけです。そして、それを作るために与野党が色々な議論をしておられますが、まだなかなか進んでいません。与党案は、国会にも提出されていない。何がこんなに難しいのかなという辺りもこの会議でシェアをしたいと考えています。

そこで法律の話ですが、LGBT の課題の克服に向けた法律を考える時に3つの方向性があります。一つは、理解増進法案という、理解を増進して解決するのだよという方向性です。これは私がずっと4年半言い続けてきたものです。もう一つは、差別解消推進法案ですね。これは障がい者の差別解消法を立て付けにしている法案。更にもう一つは、LGBT の一団体が推奨している、差別禁止法案を試案として公表しておられます。つまり、この3つの方法で解決しようという方向性があります。事務局から、先だって送っていただきました資料を見ると、三重県は、差別解消推進法を、立て付けにしているというのがわかります。果たしてそれでいいのかどうか、考えていければよいのではないかなと思います。

先ほど東先生おっしゃいました人権教育啓発推進法というのは、この LGBT の理解増進法という法律の立て付けになる法律です。この法律は2000年に成立し、人権教育・啓発を行っていく中で、施策を顧みれば、残念ながら LGBT は、ほとんど放置されてきたように思います。特に、同性愛については、ほぼ取り扱われてこなかったと思います。何をどこから始めていくべきか、最も基本的なところを、皆さんと議論ができればありがたいなと思っています。

（小林座長）はい、ありがとうございます。プロセスが大事だよというお話、そして国の法律、今いろいろ検討されてる、そんなご紹介もいただきながら、じゃあ三重県としてはどうしていくべきなのかっていうことをしっかり考えていって欲しいと、こんなご意見いただきました。ありがとうございます。続きまして柳沢さん、よろしくお願いいたします。

（柳沢委員）はい。皆さんこんにちは、柳沢正和と申します。お願いします。私は主に企業で働きながらですね、職場の風土づくりですとか、制度づくりということに取り組んでおりまして、work with Pride と申します、企業の取組を推進する組織

を立ち上げまして、最初の3年間関わり、PRIDE 指標という企業の取組のですね、指標づくりというのを立ち上げた経験を持っています。

ちょっともしよるしかつたら一つですね、鈴木知事が議会で表明されたあとに私の友人が Facebook で投稿してた内容を紹介させてください。「三重県出身として心より嬉しく思います。もともと地元三重が好きで、将来の夢は学校の先生と兼業農家になるという洪い子どもだったんですけれども、ゲイという秘密を抱えて三重で生きていくのは難しい。逃げるように上京しました。同窓会も出たことはありません。両親にはカミングアウトしているものの、友達には理解をしてもらえるか不安で言えていません。何も言っていないので、いろいろわずらわしくて疎遠になっています。こんな思いをする三重の子が減ったら嬉しいです。いつか兄夫婦や姪っ子にも伝えられたらなあ。」というような投稿がありました。まさにですね、今回の条例というものが、こうした本当は三重にいたかったけれども、三重から出てしまった人たち、そして残された家族の方々、またこれから将来世代の人たちにとってですね、条例制定の意義のところでも述べられたような目的がどのように果たされるのかと、どのように果たすことが一番なのかということをご検討していければというふうに思っております。

私も企業で取り組む立場からですね、申し上げますと、私の意見と申しましては、企業、いわゆる団体は、いろいろな制約を持って前向きに取り組むということに関しては、非常に効果があるというふうに思っています。一方で個人に対してですね、あまりガチガチにいろいろなことを決めてしまうと反発があったり、より多くの困難を持たれるゆえんなんかも見てきております。私はこの理解を進めていく、または差別を解消していくという中で、企業や団体、行政のレベルでできることと、個人がですね、どのような役割を果たすべきか、そして制約を受けるべきかということに関しては、分けて議論していくことが非常に大切ではないかなと思ひまして、今後も発信と申しますか、積極的に発言させていただければというふうに思っております。以上です。ありがとうございます。

(小林座長) はい、ありがとうございました。そうですね、企業、団体、法人に対しての働きかけと、個人に対しての働きかけ、ちょっとアプローチを変えて考えていった方がいいんじゃないかという示唆をいただきました。ありがとうございました。最後になってしまいました、山口さん、よろしく願いいたします。

(山口委員) はい。よろしく願いいたします。一般社団法人 ELLY の山口颯一と申します。よろしく願いいたします。そうですね、僕は7年前から三重県の方で講演会をスタートし、その時はですね、FtM の後輩の子が自殺したことがきっかけで活動を始めました。それまではですね、僕はトランスジェンダー男性で戸籍を変えているんですけども、カミングアウトせずに生きていく予定だったんですが、実際そういった死ぬということがあって、活動を始めたわけなんですけども。活動を始めて3年後、4年前ですね、この一般社団法人っていうのを立ち上げて、三重県出身で三重がすごく大好きなんですけど、幼少期の時にその三重県で過ごしにくい経験もあって、三重県が LGBT も過ごしやすい街になったいいなあということで、まちづくり観点から、LGBT も、というところが重要なところになっていくんですけども、過ごしやすい学校であったり、職場であったり、街であったり、そういったものを作りたいなあということで、活動を始めてきました。資料1の方にもあるアンケートとかです

ね、実際三重県出身であったり、住んだことあるよとか、過ごしにくいことで外へ出てしまった方も中にはいらっしゃるんですけども、そういった悩み事であったり困りごとであったり、声ですね、声をしっかり吸い上げてですね、この条例、こちらにしっかり反映をしていけたらいいなというふうに思っています。なので、こういった声があるのは事実でありますので、そこをですね、どういった方法で、例えば理解促進なのか、相談というサポートなのか、またその制度であったりとか、そういった観点からですね、本当に過ごしやすいような状態っていうのを作っていきたいなと思っておりますので、なので一つはですね、渡辺さんも言っていた条例に含める範囲とかですね、範囲もちょっと気になるところかなとは自分的にも思っています。今まで、交流会を月に1回、4年前からやっているんですけども、その交流会では LGBT のほか、様々な多様な性のあり方ですね、方々いらっしゃった中で、やはり声を拾い上げていくと、もう範囲がすごく広がってきますので、その辺りをどう、ようは処理していくのか、やっていくのかということも、少し話し合っていければいいのかなというふうに思っています。以上です。

(小林座長) はい、ありがとうございます。確かに条例でどこまで書くのかわからないところもね、あろうかと思えますけども。先ほど繁内さんからマクロの視点が大事だということもいただきました。とは言えその、ミクロの、個別な問題に対応できるような大きくくりな書き方をして、それを根拠にしてやっていくというようなことも必要なのかもしれないというふうに、伺って感じました。ありがとうございます。

7人の委員の皆さんからご意見を伺いました。今度、私も一応委員として、8人目の委員としてですね、私のコメントも少しお話をさせていただきたいなと思うんですけども。まずあの今、条例の検討にあたって重要なことっていうことで第一部お話いただけてますけど、私考えるのは、実はこれ当事者、あるいは当事者の家族だけではなくて、全県民にとっても、この条例できてよかったなと思ってもらえるような条例になるといいなっていうことを一つ考えております。で、学者なのでちょっとそういう話をしますと、リチャード・フロリダさんというアメリカの学者の方がいらっしゃるんですけども、この方が書かれている「クリエイティブ都市論」という本があるんですね。で、どんなこと書いてあるかっていうと、これ、LGBT だけに限る話ではないんですが、LGBT とか外国人とか、あるいは障がい者とか、そういったマイノリティの存在に対して寛容な都市地域っていうのが地域間競争に打ち勝っていく、多くの人たちをそこで引きつけて魅力を発信していくことができ、クリエイティブな都市として競争に打ち勝っていくことができるよと、こんな話が書いてあるんですね。

ところが今、委員の皆様のお話を伺っていると、柳沢さんのお友達も三重から、残念ながら大好きだけでも出て行かざるをえなかった、三重県ではなかなか暮らしにくいよって課題がある。あるいはもっと悲しい話として山口さんのお話では、後輩の方が自殺してしまったと。やはりここ三重県でセクシャルマイノリティとして暮らしていこうと思う時に、いろいろと生きづらい部分がある。そのことは実は県民全体としても貴重な人材を失ってしまうことになりかねないという意味で、損失になっていく、損失に繋がっていくと思うんですね。なので、いろんな人たちが、多様な人たちがこの県の中で自分らしく暮らしていける、そういうことを裏付けられるような条例になっていくことが実は三重県からのこういう人材流出みたいなこ

とも防いでいくことにも繋がるんだと思うので、県民の皆さん全体にとっても、こういう条例を作っていくことは必要なんだ、大事なんだっていうことをぜひ入れて欲しいなっていうようなことを感じております。すいません、私の意見はとりあえず以上です。

今、皆さん8人の方のお話を伺いました。先ほどまだ持ち時間を残してご発言を終えられてる方もあります。皆の発言を聞いてからもう一度発言したいということをおっしゃってましたので、東先生もう一度じゃあ、どうぞお願いします。

(東委員)ありがとうございます。皆さんのご意見を伺って、踏まえてでもあるんですけども、当事者のニーズっていうのは本当に多様ですよ。そこで、この条例を考える上で大事だと思うのは、非常に多様な個人のニーズをベースで考えるというよりも「人権基盤型アプローチ」で、これいろいろな分野で最近とみに使われている概念でもありますけれども、人権基盤型、つまり性別や人種や民族や門地や、そして性的指向、性自認を理由とする差別があってはいけないんだという人権ベースで考え、どういった人権を奪われている人たちがいて、そうではないようにするために、どのようにこの条例を作っていくかという視点で、ぜひ考えていただきたいと思うんですね。今(小林)先生が「当事者、あるいは当事者の家族だけではなくて、全県民にとっても、この条例できてよかったなと思ってもらえるような条例に」と発言されたことにも関連しますが、まさにこの三重県条例が使おうとしている「性的指向」や「性自認」というのは、県民全員に、あらゆる人々に関係することであり、繰り返しになりますけれども、性別や人種や門地や民族、あるいは障がいの有無などと同じように、何人もこれを理由に差別を受けてはいけないんだという見地に立って、この条例を考えていっていただきたいというふうに強く思います。以上です。

(小林座長)はい、ありがとうございます。先ほど冒頭の発言、渡辺委員も少し時間を残しておられたかと思っておりますので、もしあの皆さんの発言を聞かれて、何かご発言あったらと思いますがいかがでしょうか。

(渡辺委員)はい。重なる部分が多いので、せっかくなので、私も教育学が専門なので、人権教育とか、包括的な性教育のことがすごく気になるので、でもそれら、やっぱり今、東さんがおっしゃってくださったようにすべて人権ベースってことがもう国際的にも言われているところですので、そこは重要だと思います。どうしても性自認・性的指向のことで、あと例えば障がい者の中にもいろんな性的マイノリティいますしとか、そういう交差性ですね、重層性っていうところもすごく意識して、皆さんがおっしゃったように、すべての県民っていうところが意識できるのかなと思います。ありがとうございます。

(小林座長)ありがとうございました。ほかの皆さんの発言聞いていらっしやると、それぞれまた自分も発言したいぞっていうところ、おありになるうかと思っておりますけれども、順調に今日この時間が進んで参りますと、最後の方で若干意見交換の時間もございますので、とりあえず今のところではですね、まず一つのきっかけとして皆さんからいろいろと条例検討のベースになるような貴重な意見をいただいたということにさせていただきまして、続いてですね、二部の方のお話もちょうと聞いて

いただきまして、それからまた議論を深めていければというふうに思っております。

ということでですね、第二部の方ですね、県の提示いただいております論点に対する考え方の方にちょっと移ってまいりたいと思います。まず、また事務局の方から若干、提示いただいております論点についてご説明をいただきまして、その上でまた皆さんからご意見を伺いたいと思いますので、事務局よろしく申し上げます。

(事務局)事務局から資料説明(資料2関係)

(小林座長)はい、ありがとうございます。そうしましたらまた委員の皆様からご発言をいただきたいと思いますが、今度はですね、先ほどとは逆の順番で、名簿の下の方からご意見をいただこうかなというふうに思っております。いきなりな指名で山口さんすいませんけども、よろしく申し上げます。

(山口委員)はい、わかりました。論点に関する考え方ですね。まずですね、県全体の取組を推進するためのものというのは、すごくいいことかなと思います。何かこう、当事者だけのとかっていうことではなくて、先ほど言った性的指向であったり性自認というのは誰しも関わることでありますので、その部分に関して県全体でということころを、非常にですね、しっかり進めていきたいなというふうに考えています。

一つ、僕からですね、このアウトティングの件に関してなんですけれども、講演会とかを学校や企業、行政とかにしていく中で、認知をされていく、肯定的に認知をされていくことから、カミングアウトをされる方というのも少しずつですが増えてはいます。ただ、その相談された側が相談したいケースっていうのもありますので、その相談された側がどこに相談できるのかとか、そういう情報が実はなくてっていうこともうちの団体にも届いていたりしますので、その相談場所の周知であったり認識ですね、こちら辺が、うちも交流会をしてるんですけども、なかなかその辺の周知ができていないということ。交流会も4年間毎月1回やってるんですけども、その交流会の存在も知らないという方のほうが本当に、ほぼほぼなので、うちの交流会というのも当事者だけというわけではなくて、性的指向や性自認に関して肯定的にお考えになっている方であれば、誰でもどうぞというふうにウェルカムにしている状況なんですけれども、そういったところの周知であったりとかですね。アウトティングは禁止ですよっていうふうなのはすごく賛成ではあるんですけども、その際、相談された側がどこに相談するのかとか、もし相談された側が「これ言っちゃ駄目なんだ、どうしよう、じゃあどこに」っていう、そこも考えていかないといけないのかなっていうところも、このアウトティング禁止と、カミングアウトの強制を禁止っていうこの2つが結構大きなところなんで、僕はちょっとそこが気になっているかなあというところですね。以上です。

(小林座長)はい。ありがとうございます。そうですね、その、カミングアウトを受けた側の負担をどう取り除いているか、カミングアウトを受けた人が、また逆に抱えこまないように、その方達が相談できる場所みたいなことをしっかりこの条例で位置付けていけるといいんじゃないかと、こういうご発言だったかなと思います。ありがとうございます。それでは続いて柳沢さん、お願いいたします。

(柳沢委員)はい。私からは3点ございます。

一つは条例を作る趣旨、そしてその目指す社会像についてということなんですけれども、参考資料としていただいた様々な当事者の声ですね、こういったものを反映して作っていくべきだと思うんですが、一方で、当事者ではない人の声というのでも広く反映していく必要があるのではないかというふうに考えております。条例はすべての県民の皆様に対して適用されることをごさいますて、例えば今後検討されるであろう罰則等も含めてですね、すべての県民の方がご納得いただくというのは難しいと思いますけれども、やはり検討委員会の中で検討していく中で、この非当事者の声というのをどのような形で吸い上げて、それを議論の中で生かしていくかというのは、一つ課題としてですね、やっぱりこの時点で言うておく必要があるんじゃないかというふうに思いました。

2番目の点なんですけれども、アウトティングに関してですね、こちらがどのように規定をそもそもするのか、また、制裁的な手法も必要があるかということなんですけれども、これは私が冒頭にご挨拶の時にですね、申し上げたことに共通するんですが、やはりこのルール適用範囲というのが、団体なのか、個人なのかというところをやっぱり明確に分けて考えるべきではないかというふうに思います。一部の他の委員の方からもですね、ご指摘がありました。が、どのようなプロセスで三重県では多様な人々がいきいきと生きていけることができる社会を目指すかということを考える上で、理解を進めていくこと、ということと、社会の中でのルール作りをするということの順番であったり、または同時にやっていく中でこういったことに重きを置くかということを検討する必要があるかと思うんですが、その際にですね、アウトティングがいけないことだということは一般的に規定をすることがあっても、そのあとアウトティングを、何か制裁的な手法を考えた時に、私の意見といたしましては、団体に対してですね、このようなことを防ぐということに関して、積極的な手法というのを検討していくことは必要ではないか、少なくとも議論をする価値はあるのではないかというふうに思っているんですが、個人に対してですね、制裁的な手法があるということであると、かなり現段階では時期尚早だと考えられる方が多いのではないかというふうに危惧しております。逆にそれがバックラッシュを呼ぶようなこともあるのではないかと考えております。私が過去、企業ですね、取組の中でやはり効果的だったというふうに感じておりますのは、まずは企業、組織の側がですね、あるべき組織、あるべき団体、会社を提示して、個人がそこを理解しつつ進めていくという政策は非常に有益であったんじゃないかというふうに思っております。

最後にパートナーシップ制度に関してなんですけれども、パートナーシップ制度を県単位で導入することに対する意見をどこかで述べたいんですが、パートナーシップ制度に関して、少し関わらせていただいて、今回県単位で導入するということに関して様々なご意見があると思うんですが、私はエビデンスといいますかですね、情報に基づいて検討することが基本大切ではないかというふうに思っています。様々な懸念、留意事項というのが、果たして渋谷や茨城で起きているのかということに関して検討する必要があるのではないかと思います。既にもう数年経っている自治体もございますので、そういったところからの聞き取りも含めてですね、具体的なエビデンスに基づいて、三重では何が実効的かということも議論ができればいいのではないかというふうに思います。以上です。

(小林座長) はい、ありがとうございます。3点にわたってご発言をいただきました。ありがとうございます。続きまして繁内さん、よろしくお願いいたします。

(繁内委員) はい、よろしくお願いいたします。先ほど山口委員からお話がありました、「LGBT も」というところに、私はものすごく共感をしました。地元でこのような思いをもって活動をされていらっしゃるということに対しては、本当にありがたいなと、そんなふうに思います。

それで、ここに共通することで、座長の方からお話がありました、「全県民に」というのは一体どういうことなのかということ、やはりもう少し深く掘り下げていく必要があると思います。私は、ゲイの当事者としては、おそらく日本でもっとも否定的な人、あるいはちょっと慎重にならないと、というような人と真っ向向かい合ってきたのがこの4年半だったと思っています。大事なことは、理解を広げていく中で、反対だとか、あるいは慎重という人に対して、どのようにすれば、理解をして頂けるかということが最も大事なことになるだろうと思います。基礎知識も不十分なままで、先程、柳沢委員からもご指摘がありました、個人のレベルで禁止をすればそれでいいのかどうか、本当に。特に否定的な方、あるいはちょっと慎重になりたいなという方に対して、いきなり禁止と、そして罰則というようなことをしてしまうと、もう「勝手にしろ！」というふうな、投げやりで冷たい社会になってしまうのではないかとというのが私の大きな懸念です。

禁止ということで、ちょっとこの資料の中で、違和感があったのが、「禁止」ということと、「差別してはいけない」ということがイコールになってしまっているというふうに思うのです。これは、全く違うことだと思います。これは、国でも議論をしてきましたが、目的と手段を混同してしまっただけということなんです。手段が目的になっては更にいけないということなんです。禁止するというのというのは一つの手段です。解決するための一つの手段にすぎません。その辺のところを、もう少し丁寧に議論を深めていければ良いのかなと思います。そのような観点からみますと、カミングアウトの強制であったり、アウトティングの禁止という点は、柳沢委員のご指摘のとおり、闊達な意見交換をしながら議論を深めていって、結論を求めていくというようなあり方が望ましいのではないかなと思います。

それで、一つ大事なことは、この資料の中には、理解については沢山書かれてあると思いますが、私は、理解だけでは足りない部分があると思います。それは、トランスジェンダーの皆さんに関しては、理解だけでは駄目です。配慮も支援もしっかりと整えていくということを明記していく方がいいのではないかとというのが私の意見です。

(小林座長) はい。ありがとうございます。続きまして江崎さん、よろしくお願いいたします。

(江崎委員) まず条例として、県がルールとして制定することはすごくいいことだと私は思います。(3)にある罰則についてなんです、あったとしてもすごい強烈なメッセージにはなると思うんですが、アウトティングとかがあった時に、三重ではこういうことしちゃ駄目なんだよって言えるようになるだけでも共通認識が広がるし、学校でもすごく指導しやすくなるんじゃないかなと思います。それに、県の条例としてルール化すれば、なかなか変えづらい学校の校則なんかも、県のルール

ならってというふうに変えやすくなるんじゃないかなと期待しています。

(4)の政策の中でも、社会的な障壁の除去についてなんですが、学校の話ばかりで申し訳ないんですけど、これも例えば条例として、学校や職場や公共の場に誰でもトイレを設置するとか、学校の校則を多様性を認める方向に緩和するとかの努力目標があるだけでも、困難の解消に繋がるんじゃないかと思います。誰でもトイレ設置とかは、予算が問題になるかもしれないんですけど、一度設置すれば相当長い期間使えますし、LGBT 関わらずすべての人にいろんな恩恵があるかなと思います。まずその、学校自体が、私の母校のようにトイレの必要性を現実味として感じてなくて、予算の優先順位が低くなっているのかもしれないです。なので、カミングアウトしてまで要求する当事者の人が沢山現れない限り実現しないっていうのが、ちょっと問題かなというふうに思ってます。私の母校も学校に多目的トイレあったんですけど、使えませんでした。で、私が使えるようにしてくださいっていうふうに担当の先生に頼んだんですけど、そういう子が名乗り出てきてくれたらあけるけどねっていうふうに言われました。あと、第一部で述べたように、私の知り合いの学校には頭髪の規定で悩んでる方もいまして、学校側も悩んでらっしゃるみたいなんですけど、なかなか昔から続くルールを変えられないっていうのが現状です。で、そのトイレにしても、校則にしても、変えられないっていうのは、マジョリティ側に実感とか現実味がない、感じてないからだと思っていて、だから当事者がカミングアウトしないと現状は配慮してもらえない。だけど、県のルールとしてこういうことをいう目標を提示すれば、トイレの設置にしても校則にしても、これから社会はこうやって変わっていくんだっていう認識を持たせることができるんじゃないかなって思っています。

(5)なんですけど、学校を重点的に変えていくことは、社会を変えていくことに繋がるんじゃないかなと私は思っています。ていうのも、横浜にいちよう小学校っていうのがありまして、もう過疎化の影響で閉校になっちゃったんですけど、このいちよう小学校は、10か国の児童が通う多国籍小学校で、日本人が3割しかいない小学校なんですけど、これだけ外国籍の児童が通うっていうこともあって、周辺には外国籍の家族が住むアパート、国際団地が沢山あって、ベランダからのごみ捨てとか、深夜のカラオケとか麻雀とか迷惑行為が相次いでいたそうなんです。それを変えたのが子どもたちだったみたいで、ごみはごみ箱に捨てるとか、ここの道は通っちゃだめだとか、そういうのを子供たち自ら注意をするようになったおかげでトラブルがなくなったそうです。これも学校独自のオリジナルのプログラムがあったみたいなんです。内容はちょっと割愛するのですが。このいちよう小学校のように、子どもが変われば、社会に出た時に社会に違和感を覚えるようになるので、私の感覚ですが、よりいろんな施策は考えるけれども、学校はより深く考えられたらいいなと思っています。以上です。

(小林座長)はい。ありがとうございます。目一杯4分間しゃべっていただきました。ありがとうございます。先ほど柳沢さんからは個人と、組織・団体といった話がありましたけども、もう一つ視点として、学校から社会を変えるっていうのも一つ大事な視点としてあるんじゃないかというようなご指摘もいただきました。続きまして浦狩さん、よろしくお願いします。

(浦狩委員)私は親からの相談が本当に多いんですけども、皆さん泣きながらなん

ですね。もう本当に、泣きながら、どうしたらいいかわからないっていう。で、そのお母さんたちはトランスジェンダーのお母さんたちが多いんですけども、そうってしまった社会をどう変えていくかっていうのに、講演会であったり交流会をしてるんですけども、お母さんは同じ立場のお母さんを見ることによって、知識を得て、元気をもらっていくっていう。その中でも、子供たちが元気に学校へ行けたりしていければ、お母さんも自然に元気になっていくんですね。それは学校も今いろいろ配慮していただいているんですけども、一人の先生、一人のお友達が、そのことを大丈夫だよとか、それが何なんって、あなた個人を見てますよっていう発信があれば、その子は元気になっていくし、子供が元気になっていくと、親も元気になっていくっていうところで。

実際私の経験としましては、5年半前に(子どもの)高校を探したところ、行くところがないと。お医者さんもほとんど診てくれるところがないっていう状況で、一校だけ、一つのお医者さんだけって見つけて、そこに行けることができたんですけども。今、大学に行ってるんですが、大学に入る時は、なんていうんですか、あの、トイレも用意しますよ、更衣室も用意します、寮も用意しますっていうところから、5年間ですごく変わって。子供の友達も、そういうことがあるっていうことを知っていくことによって、仲間づくりができて、自信を持って大学に行くっていうか、この体でお母さんよかった誇りに思うって最後は言えるくらい、自分に自信を持てる。だから一人の友達であったり先生が、なんていうんですかね、あなたを見ているのであって、性同一性であることを問題として、差別することはないっていうことを言うてくださると、いけると思うんですね。で、それを踏まえて、お母さんたちに今言っていることは、今、ちゃんとした資料、新聞の資料であったり、岡山大学の中塚先生の数字とかをもらって、今、日本にはこんだけの人が治療してるんですよっていう、病気ではないんですけども、トランスには治療も必要であってっていう話を丁寧にしていくと、泣きながら立ち上がれないお母さんたちが今度はそっちに向かっていけるので、やっぱり医療の窓口っていう、トランスジェンダーに対しては、医療の窓口とその学校の配慮があれば、本当にいきいきとですね、わくわくと学校へ、企業へ、で、最終的に三方よしってさっき言った中で、必ずその子たちは税金を払う社会人になっていくんですね。今それを止められた人たちは、家から出られない人たちは、社会がカバーしてかないと、これは本当にマイナスからプラスへの、なんていうんですか、社会的から見たら本当に、倍以上の効果って言ったら駄目なんですけども、それが見受けられるんで、そこを目標に議論をお願いします。

(小林座長)ありがとうございました。正しい情報、適切な配慮っていうのは、そして人を人としてちゃんと扱っていくっていうことが大事なんじゃないかっていうようなことをおっしゃっていただいたかなと思います。ありがとうございました。続きまして渡辺先生、お願いします。

(渡辺委員)はい。(1)条例を作る趣旨とか目指す社会像についてなのですが、まず、課題について社会が共通認識を持ち、県全体の取組を推進するとあるんですが、推進した後に、課題、共通認識を持った課題の解決とか解消っていうのがあるはずなので、目指すところとして、取組を推進で止めるのではなくて、課題の解決や解消っていうところまで入れた方がいいと思いました。

それから(3)-Aのカミングアウトの強制及びアウトティングなどに関してですが、もちろん皆さんがおっしゃってくれたように、団体、個人といろいろちょっと考えるところはあると思うのですが、大きな方向性として私は異論は、盛り込むことには異論はありません。ただ、制裁とかっていうところなんですけれども、私はいろいろ学校で、いろんな相談を受けたりとか、学校の中を変えていったりとか、授業を作ったりっていうことを専門にしているのですが、やはりそこで必要となってくるのは、助言とか支援とか指導とか、そういうものになってきています、罰則とかよりも。このことは、性の多様性のことだけではなくて、例えば児童虐待とかもそうだと思うんです。してはいけないという、したら罰則っていう、もちろんいろいろあるんですけれども、それよりも助けを求められるとか、相談がもっと気軽にできるとか、そういう支援の方が重要、私は教育の現場としては重要になってきてますので、どこまで行政が指導とか支援、団体とかに、企業や団体に介入できるのかもちょっとよくわからないのですが、そういう支援の介入というような方向を私は考えています。

それからですね、(4)の3つの柱なのですが、もちろんこれ3つの柱別々ではなくて、相互に関係しながらだと思っただけなんですけども、社会的な障壁の除去ってところが、ちょっと、なんででしょうね。そもそも差別とかアウトティングがあるっていうことも障壁になってくるので、この理解の促進ってことは当然繋がるとは思っただけなんですけども、その辺もう少し整理するといいかないかなと思いました。

それからパートナーシップに関してですが、他の自治体のことをやっぱり調べる必要があると思っただけなんですけど、進めるとしたら、県として他の県とか、県内の他の自治体とか、あと県外の他の自治体とかと連携できるようなシステムになると、より使いやすくなるかとは思っています。

それから教育について、特に対応すべきステージとかってあるんですが、もう就学前教育から積み重ねてやっていく必要があると。それはもう当然のこと、で、しかもそれは性の多様性だけではなくて、様々な多様性、もう皆さんからご意見が出ているように様々な多様性を踏まえた人権教育の積み重ねがもう就学前から必要だと思っただけなんですけど、子供たちよりもむしろ、教職員、PTA、保護者、高齢者、地域の人の学習機会、生涯学習ってありますけれども、そこをまずやらないと、ということもすごく感じています。学校の先生から伺うと、やっぱり保護者の方がという、すごくそこを意識した発言もたくさん聞きますので、PTA学習会とか保護者の学習会をどう作っていくかっていうところですね。で、それにあたって、条例とはまた外れるかもしれないんですが、例えば教育委員会が長期的な研究指定校、研究指定ですね、長期的に教育委員会がリーダーシップをとって研究を進めていく、各学校に協力してもらいながら研究を進めていくっていう方法もあると思います。例えば岡山県倉敷市なんかはそういう形をとっております。ということで、はい、終わりにします。ありがとうございます。

(小林座長) はい、ありがとうございました。様々な論点についてコメント、言及していただきました。ありがとうございました。お待たせしました、東先生、よろしくをお願いします。

(東委員) はい、よろしくをお願いします。今回職員の皆さんが用意してくださった資料、本当に充実していて、勉強になりました。じっくり読ませていただきました。

特に、政策のあり方の、この実効性の確保というところを中心にお話させていただきたいんですけども、三重県の資料にある、パンフレットなどを見せていただきますと、ダイバーシティという言葉には、ダイバーシティ&インクルージョンの「インクルージョン」を含んでいるのだ、ということが書かれてあって、実はここが一番重要なポイントになるところですね。ダイバーシティ＝「みんな違ってみんないい」って、言うは簡単なんだけど、結局じゃあどうやってインクルーシブな環境、社会をつくっていくのかっていうところが一番難しい訳ですよ。その時に、どのように実効性を高めていくかという話は、どうやってインクルーシブな社会を作っていくかという話であるわけで、そこに理解の増進だけでは駄目だということも繁内さんも言われたと思うんですけど、例えばですね、これやっぱり研修中心になってしまって、そこで終わってしまうってよくありがちだと思うんですね。教育、研修で終わってしまう。そして、その教育、研修で語られていること、強調されるのは、「正しい知識、正しい理解」。しかし、申し訳ないけれども、「正しい」って一体何なんだと（、思うこともよくあるわけです）。講演者には、プロを含めていろいろな人がいらっしゃるんですけども、これはあなたにとっては正しいかもしれないけど、別な見方したらこれ全然正しくないんですけど、っていうこともいっぱいあるわけです。結局それは、多様なニーズがあって、当事者も多様だし、人間のニーズがそもそも多様だということにも関係していて、だから先ほども申し上げたような「人権基盤型アプローチ」、誰のどういった人権が侵害されているのかという視点にもう一度立って、考えていく必要がある。これに関連しまして、よく「配慮」という言葉が使われますけれども、「障害者差別解消法」で言われている「合理的配慮」の「配慮」というのは、けっして気持ちの問題ではないわけですね。これについては、いろんなところで研修されてると思いますけれども。でも、一般的な会話に戻せば、やっぱり気持ちの問題、気遣いになっちゃってるわけですね。先ほど柳沢委員が発言された、当事者以外の意見を聞いていくことが大事、ということについて、それは確かに大事で、その点を全然否定するわけじゃないですけども、よくそのトランスジェンダーの当事者への「配慮」っていう話をする時に、当事者ニーズよりも優先されてしまいがちなのが、「周囲の理解、周辺への配慮」でもあるわけです。とてもこの学校では現状では対応できませんなど、全国で起こっている事例なわけです。でも、ここでいう「配慮」は気持ちの問題じゃないし、人権問題なのであれば、言い訳にならない、待たなしの問題があるんだ、というところを明確化していく必要があると思うんですね。で、そういう意味で言うと、繁内委員が「禁止ではなくて」という話をされていましたが、例えば黒人差別の問題を解消するのに、周囲の理解を待っていたら、黒人差別は解消されたのか、というような視点にも立ち戻ってですね、人権問題は一体どうやって取り組んでいくべきなのか、罰則規定について考えていく必要があるのかないのか、といった議論をですね、もう一度そこに立って考えていく必要がある。制裁をくわえるとか罰則規定を設けるとか言って言った時にはもちろん、例えばアウトティングをした個人っていう話ではなくて、そういうアウトティングが起こった後じゃなくって、起こる前にどういった取組を、団体として、学校として、企業としてやってきたのかが問われるんですよ、ということを明確化する。だから義務ですね、義務が一体どういふところにあるのか、これ障害者差別解消法を参照されるといいと思うんですけども。その辺を明確にしていけないと、結局、「みんな違ってみんないい」がリップサービスで終わってしまうっていう、何か寂しい未来が見えるのはちょっと残

念。この実効性を高めるというところで、どういう文言を盛り込んでいくべきか、ここを十分皆さんと議論していきたいと思っています。以上です。

(小林座長) はい、ありがとうございます。そうしましたら私からもちょっとコメントというか、自分の言いたいことを言わせていただきたいと思いますけれども。

まず今もお話がありました、アウトティングであるとか、あるいはカミングアウトを強制することの禁止という話ですね。禁止って言い方をすると、あるいは罰則を設けるって言い方になるとなかなかきつい印象を与えますし、先ほど柳沢委員もおっしゃってましたかね、そこでハレーションを起こしちゃうとよくないだろうって話ありました。あるいは繁内委員もおっしゃってましたけども、それでみんな果たしてついてきてくれるだろうかっていうこともやっぱり考えなくちゃいけないだろうと、それはその通りだろうと思うんです。ただ考えてみると、例えばですね、例えば自分ですよ、もし仮に末期がんだとして、親しい人に、「ここだけの話ね、実は私末期がんなんだけど」みたいな話をしたところ、いつの間にか周り中に広まって、「え、あんた末期がんなんやって」みたいなことを、何であんた知ってるのみたいになったらいかん。やっぱりそれはデリカシーの問題としてそれは言っちゃいけない話ですよ。あるいは、家庭環境の話なんかもそうですね。「実はうち親離婚してて」みたいな話をすると、それいつの間にか皆が知ってるって、こんなことあっちゃいけない。ところが、性的指向とか性自認に関して言うと、それを他の人に、それはデリカシーの話として言っちゃいけないんだっていうことが、デリケートな話なんだっていうことがまだまだ知られてないっていうところはあるんじゃないかなというふうに思う。だから、禁止って言い方がいいかわかんないですけども、そういうことはむやみやたらに人に言っちゃいけないんだよっていうことは、やっぱりどっかに謳っておかないと、そうかそうかって、それいけないことなんだねっていうことがやっぱり人に伝わっていかない。これ、いけないんだっていうことはしっかり入れておくことがまず大事なかなというふうに思いました。

それから二つ目、三つお話をしたいと思いますけど、二つ目としては、どう実効性を持っていくかという話です。県のこれまでやってきた様々な政策、例えば女性活躍に関して言うと男女いきいきっていう企業を表彰して認証していくとかですね、あるいは障がい者雇用をしてる企業を優遇するとか、グリーン購入をするとかですね、様々なそういう誘導的な手法っての使ってると思うんですね。なので、性的指向・性自認に関しても、そういったことをちゃんと配慮して、職場の中でそういった人がいるかもしれないということを念頭に置いた仕組み、制度を作っている企業を表彰しますよとか、あるいは県が何かの契約を結ぶ際には、相手企業さんにはそういうことをちゃんとやっていただくことを条件としますよ、求めていきますよみたいなことを入れていく。これは可能だと思うんですね。で、そうか、こういうことちゃんと考えていかないと県は我々と付き合ってくれないんやなっていうことになると、企業さんはガラッと変わってくるだろうと思うんですね。そういう誘導的な手法っていうのが、いずれ実効性を持たせるためにはありんじゃないかなと。だから、個人に対してあんまり厳しい罰則っていうことはいけないと思うんですけど、企業に対してそういう誘導していくっていうのは大いにありだというふうに思ってます。

三つ目ですけれども、パートナーシップ制度の話です。前に県の方に伺ったところだと、住民票ってというのは実際には市町村の役場でやっているの、本当にその方たちがパートナーシップで2人一緒に暮らしてるかどうかっていうことが、県としては継続してるかどうかを掌握し続けられないんだと、なのでちょっとどうかなってというような考え方もあるよっていうことを伺ったことがあるんですけども。まさにそういうところを茨城県とか大阪府ではどうやってクリアしてるんだろうかっていう先例に学んでいくっていうことも大事だと思いますし、先ほどどなたかおっしゃいましたけど、他のところとうまく連携していくってようなことは必要かなと思うんですね。神奈川県でいうと、三浦半島の自治体、鎌倉とか横須賀とか逗子、葉山なんかが共同してパートナーシップ、引っ越してもお互いそれを認めていきましょうと。あるいは九州でも、福岡、熊本、北九州とか、多分そういう協定を結んでますよね。県がこれやるんだとすると、県内どこに行っても、三重県としてはこれを公認しますよとか、あるいは県外であっても大阪府とか茨城県とか、そういう認めてるところとの行き来であれば、三重県もそれをそのまま了承しますよってというような形で、実効性がある制度が作っていけるのであれば、パートナーシップ制度、これはきっと、性的指向に関してちょっと気になってる方にとって大きく勇気づけることになるだろうと思うんで、やってっていただけるとありがたいのかなというふうに思っております。はい。私からの一応コメントは以上とさせていただきます。

これでまた第二部のところも一通り皆さんからご意見をいただきました。皆さん、進行にご協力いただきましたので、残りあと30分ほど時間が残っております。こうやって皆さんのそれぞれの意見を聞いてますと、ちょっとこの方と私意見違うなとか。いや、確かにその視点があるけど、それだとすれば自分ここともちょっと補足しておきたいなとか、いろいろと他の方の話を聞かれてお気づきになったこと、もうちょっと付け加えたいなという思い持たれたところがあるかと思しますので、ちょっとここからはですね、それぞれの意見交換ということにさせていただきますと思います。ご発言ある方はちょっと画面見えるように挙手をしていただけるとありがたいんですけど。いかがでしょうか。なかなかこれ、最初口火切るの大変かもしれませんが、柳沢さん、お願いします。

(柳沢委員) はい。先程ですね、私の方から一つ言及していなかったことで、皆さんの議論を聞いていて感じたことなんですけれども。もう三重県の方では検討されていらっしやることなのかもしれませんが、今回のこの条例を制定するに当たって、性の多様性の理解を推進していく、県全体の取組を支援していくための総合計画のようなものというのが、どのように条例の中で位置付けられるかということに関しても、議論をするべきではないかなというふうに感じました。条例っていろいろなこう、なんていうんでしょう、すべきことの理念や、実行性の伴う施策を書かれたとしても、それがどのように、例えば今後5年にわたって展開されていくのか。それからその男女平等だとかダイバーシティ推進の中でどのような位置づけがされるのか。教育等他の分野の中でどの程度どういうふうに位置づけがされるのかという、いわゆる総合計画のようなものをですね、条例の中で謳う必要があるのか、そして条例とそこがどのように関わるのかということに関して、一つ論点としてですね、これを整理していく必要があるのではないかと。その中でいろいろな優先順位であるとか、そういったものが議論されてしかるべきではないかというふうに感じまし

た。以上です。

(小林座長)ありがとうございます。そうですね、男女共同参画とか他のものと、条例で何か計画を作りたいということを謳って、それで一定期間目標値を定めてこうやっていきたいと思いますというようなスケジュール感を持ってやっていくというのがありますので、この条例の中でも、そういう計画づくりみたいなことを位置づけるっていうのも一つ論点として考えていく必要があるんじゃないかというご指摘だったと思います。ありがとうございます。はい。他の方がいいかでしょうか。繁内さんどうぞお願いします。

(繁内委員)はい。先ほど私の名前が出て参りましたので、東先生にお話をさせて頂きますが。

私は、黒人差別というお話が出てきてものすごく驚きました。黒人差別は、非常にアメリカでは根深いというか、長い歴史があり、それを十分に考慮せずに、いきなり黒人差別とわが国の LGBT の在り様を同様に結びつけられるのはいかがなものかと思います。

それともう一つ、この検討資料にはいいものが沢山入ってまして、私も改めて大変勉強させていただきましたが、最後に先行する自治体の条例に関わるものがあります。資料2-4というところですが。これで、大阪府と東京都と総社市、いなべ市というようなところで、どういった項目が含まれているかというようなことを丸で表記をしてくれて、非常に分かりやすいと思いました。この中で、私は、残念ながら東京都条例成立前に意見を届けることができませんでした。条例が成立してから、それに基づく概要、基本計画等の策定について関わらせていただくことができました。確かに東京都の条例の中には、差別禁止の文言が入っていますが、それに基づいて、じゃあ3年間どう実施していくのかという指針、基本計画の中には差別禁止というのはありません。それと、東先生の地元である大阪府の条例は、そもそも理解増進条例となっていて、こちらにも差別禁止というものは入っていません。それぞれの自治体で、活発な議論の中で導いていったという経緯がありますので、そういった過去の先行事例の議論の経緯も、東先生にはぜひお調べいただいたら、またご主張も変わっていただけるのではないかなという感じがします。

それからもう一つ、私は、かなり違和感がありますが、正しさとは何かということ、東先生、それを言うとうと、東先生は正しいと思っても、私はそう思いませんから、それでは建設的な議論をするにあたっては、非常に阻害要因になるのではないかなと思います。ですから、私が言いたいのは、ある人がご自身の考えで、「正しい知識」というと、いやそれは別の人から見れば、「正しくない」となりかねません。理解増進法が想定している知識とは、幅広い科学的な知見に基づいた正確な知識です。私がこう思うから正しいではなくって、科学的な幅広い知見に基づいた正確な知識をまず普及すると。この4年半、私はずっとそれを(考えながら、各地でお話を)させて頂きました。その結果、目を覆うような発言をされた方が、「ああそうやったんか」と、「全く誤解しとったわ」と。「それやったら、ちょっとやっていかなあかな」というふうに、歩み寄ってこられることを沢山経験してきました。一方的に対立を煽るような方向性では、建設的な議論の妨げになりますので、東先生には、今後は、理解増進という考え方についてお考えいただき、ぜひ、共感していただけるような建設的な議論をして参りたいと思いますのでよろ

しくお願いいたします。

(小林座長) はい。ありがとうございます。それこそ対立を煽るような議論はこの場では避けたいと思いますので、お互い名指しでこう言われたのはけしからんとか、これが気に入らないっていうような発言はお互いやめておきましょう。ご自分で、私はこういうふうに考えてますよっていうことをそれぞれ言っていただいて、冒頭で申し上げましたけれども、様々な見方、考え方があると思うんですね。我々がここでいろんな意見を出していくことが、最終的に県として条例を作っていくための素材になっていくだろうと思いますので、今、確かにこの会議の中でも、もしかするとちょっと意見が違うよという方いらっしゃるかもしれませんが、それはそれで、あ、そういう多様な意見が人によってありうるんだなということも含めて、県として今後考えていただくんだろうと思います。今繁内さんおっしゃったように、それぞれの団体において、それこそ禁止という言葉を使う使わないということも真剣にご議論があった上で、結論を出されてると思いますので、今日もここでいろんな方たちがいろんな意見をおっしゃっていただいていることも踏まえて、三重県の方では、じゃあどういう形でこれを変えてもらいたいかな、差別があっちはいけないよねっていうことは謳っていきたい、でも禁止っていう言葉が適切なのかどうか、その辺はまた検討いただくことになるだろうというふうに思っております。ありがとうございます。

はい、どうでしょうか。他の部分の、多分ご意見もあるんじゃないかなと思いますので、今のアウトティングの禁止等にかかる部分だけではなくて、何かご発言などあれば、どうぞ、山口さん。

(山口委員) はい。まずですね、この資料ですね、本当に沢山ある資料、これはまず三重県の担当の方々がですね、これしっかり調べて一文字一文字打ってくれたと思うと、本当にありがたいなと思います。三重県出身の当事者としても、すごく嬉しいことです。まず最初にちょっと感謝したいと思います。

意見交換ということで、あ、僕これいいなっていうふうに思ったのが、柳沢さんの当事者ではない人の声も大事かなっていうところなんですけれども。資料1の方で、ELLY や他の方々にも協力とかいただいて、その中で当事者の声やったりとかっていうのを集めたんですけれども、できる限り本当に周知をして皆さんにも協力していただいて、ちゃんとした声っていうのは拾い上げたんですけれども、今後、全県民に、三重県の県民の方々にっていうふうなのであれば、当事者だけではなくて、ようは非当事者の声っていうのをどうすくい上げていくか。または、どういった方々が、もう本当に幅広く無差別にっていうか、いろんな方々にとっていくのかとか、そもそも LGBT という言葉すら知らないっていう方々がまだまだ多いと思いますので、そういったことも含めて、今後当事者ではない人の声も、この条例に関してどうかっていう意見も実際聞いていければいいんじゃないのかなというふうに思います。そうすると、この条例が県民に対して、またはこの条例を作ることによって、他の県外の方にもこれ影響されてくると思いますので。なので、そういったところもしっかりと話し合っってしっかり一歩一歩進んでいければなと思います。以上です。

(小林座長) ありがとうございます。資料1 - 1の2ページ目でしたかね、今後のスケジュールの話がある中で、9月には各方面の意見聴取をするよとか、県議会で

も説明して、そのあとパブリックコメントっていうことで多くの県民の皆さんからも意見をいただくよっていうスケジュールありましたけれども、ぜひその際に本当に多くの人たちからしっかり意見をもらえるように、そういう働きかけをしてっていただくと、いいんでしょうね。ありがとうございます。他はどうでしょうか。ご発言があればよろしく申し上げます。渡辺先生、お願いします。

(渡辺委員) はい、渡辺です。私は教育学の研究者で、特にこの性の多様性について専門で、いろんな学校に呼ばれてお話をしたりとか、あと児童生徒たちの前でもいろいろと話をしているんですが、その時に、なんていうんでしょうね、いろんなこと知ってもらいたいってことはあるんですけども、何がこの学校で課題になってるか、ある人はいろんなことさりとできるけれども、ある属性にある人はさりとできないことは何なのかっていうことをきちんと把握してそれを変えよう、私たちの学校、生活の場を変えようっていうスタンスで話しております。なので、ちょっと理解とか知識っていうところにもあるんですけども、何を理解し何を知ることかというところは、この社会の課題を知る、そのためにそれを知って、それを変えていく方法を考えるということ、私は話しています。なのでちょっともしかしたらそこは、何を理解するか、知識とは何かっていうところでの認識が同じ方と違う方がいらっしゃるなっていうふうには感じました。

その上でですね、この条例も、ちょっとまだ私も具体的には見えないのですが、その条例を作って、いろいろ団体なりにも支援をしていく形になってくると、お金のこともいろいろ、やっぱり支援とかにはお金も関わってきますので、そういう具体的なところも、もうちょっと皆さんがおっしゃってくれたようにいろんな条例とかいろんな政策とかとの絡みの中にきちんと位置づけて、そういう具体的なその実効性みたいなものが見えると、よりよい条例になると思いました。ありがとうございます。

(小林座長) ありがとうございます。そうですね。まさに何を理解してってもらうのかっていうことが難しいところなのかもしれないけども、今おっしゃっていただいたように、課題を認識する、それをただ単に知ってもらうだけじゃなくて、やっぱり課題があるんだとすればそれを変えていくために、政策っていうのはあるんだろうと。課題の解決策が政策だよっていうのは私もよく授業で言ってることですので、この条例もぜひ何かのこの課題を解決していくものになってってくれるといいなと思いますね。はい、東先生どうぞお願いします。

(東委員) はい。今の渡辺先生のに関連するんですけども、渡辺先生がおっしゃったこと、まさに私が考えてることと似てるのかなと思ったのは、何を学ぶかよりも、どう学ぶかというところがすごく大事で、何のために性の多様性というものを教育するのかっていうところが問われていると思うんですね。先ほどその、正しい正しくないの話で言いますと、科学的なエビデンスというのは、時代によって変わっていくものです。科学的言説っていうのは変わる、変わってなんぼ、の世界なんですよね。だけれども、なぜ私たちが今これを学ぶのかっていうことの根本にあるのはやっぱり、人権をどう保障していくのか、人権がどういうふうに侵害されている人々がいるのかということを知り、そこにどう私たちは介入していけるのか、変えていけるのかというための教育だったり、研修だったりっていうんだっていう

ところを、しっかり押さえていく必要があるのかなというふうに思いました。

(小林座長)ありがとうございます。先ほどもおっしゃっていただいたように、やっぱり人権基盤型のアプローチが大事だろうっていうのが東先生のご意見ですね。ありがとうございます。はい。他はどうでしょうか。繁内さん再び、お願いします。

(繁内委員)教育のことで、気になることがあります。兵庫県の教育委員会の教職員研修をさせていただきながら、県下の先生方との意見交換を4年ほどさせていただいています。実際に各学校で起こる事例のご相談とか、親御さんと当事者のお子さんと一緒にうちの事務所にお越しいただいたり、電話で相談を受ける中で、私が気になっているのは、教育では、何から始めるかということを見ると、先ほどもどなたか委員の方のご指摘ありましたように、まず、大人が理解することが不可欠だろうと思います。PTAの皆さまであったり、あるいは教職員の皆さまであったりするところが大事で、大人の学びが少ない中で、先んじて子供たちに授業をされた事例がいくつかありました。

その結果、収集が難しくなったようなことも、いくつかの学校からお聞きしましたので、やはりまずは学校長を含めて、大人が正確に理解する。そして何よりもPTAがしっかりと理解するということが先決ではないかと思います。

(小林座長)はい、ありがとうございます。教育に関して何人かの委員さんからね、ご意見をいただいていると思います。今おっしゃっていただいたように、教職員、PTA、保護者あるいは地域の方たちの理解を深めていくということももちろん大事でしょう。その一方で、学校から地域を変えていくんだ、将来を担う子供たちからやっぱり社会を変えていくんだっていうご発言もありました。そこもまた一定汲むべきところもあるかと思います。先ほど渡辺先生からありましたように、やっぱり教育委員会においてもちょっと長期的に、例えば発達段階に応じてどういうふうな教育をしていくのが一番適切なのかとかも含めてですね、少し研究をしていただけるといいのかなと思いました。はい、じゃあ浦狩さん、よろしくお願いします。

(浦狩委員)すいません、具体的になんですけど、私たちの年代より上の方に、生涯学習とかで講座をする時に、もう自分らはわからんと、そうやって育ってきたもんでっていう、勉強したくてもわからんのやっていう、そういう方には具体的に、ホモとかオカマとかという言葉は差別用語なんですって具体的に言うと、あ、そうやったんやって、それも知らなんだっていう。理解しようとは思うけども、わからないって言うんですね、年が上にいかれる方は。そういうのを勉強してないからって。だからもう具体的にそういう言葉を使わないで欲しいとかって言いますと、わかったっていうこともあります。

(小林座長)ありがとうございます。具体的に当事者の人なりがどんなことを感じてるか伝えていかないとわからないよねっていうこともありうるというお話でした。はい、柳沢さん、よろしくお願いします。

(柳沢委員)今お話いただいていることで、私の方でちょっと一つ、これ県の方にご紹介いただいた方がいいかもしれないんですけども、三重県の方で人権の調査をさ

れていて、私非常に素晴らしい調査だというふうに思いました。こちらの中でですね、第 15 項目のところが性的指向・性自認に関する人権問題ということで報告書にありますので、人権問題に関する三重県の県民意識調査ですね、ぜひ他の委員の方もお時間がある時見られるといいんじゃないかというふうに思ったんですけども、すごく如実に現れているのは、今先ほどから議論が出ている、いわゆる 50 代以上の方々の意識の部分というのが、一つ重点的な項目として議論されるべきではないかというふうに思いました。確かに教育から変えていくというのもあるんですが、この調査を見るとですね、割と若者世代はもうわかっているというか、もちろん理解の問題ってこともありますが、世代の問題ということもあるんじゃないかと思えます。そういった意味では、学校現場の中です、話していくというの也非常に大切なんですが、お話がありました PTA という、学校現場の中でのいわゆる大人世代へのアプローチというもののほかにですね、やはり直接的に 50 代以上の方々にアプローチできる場所というのを探していくというのはすごく大切ではないかなというふうに思います。地元の商工会議所であったりとか、商店街、それから地域の高齢者がいらっしゃる、例えば地域包括の拠点であったりとか、またはシルバー人材センターであるような、そうした地域の拠点の中にどうアプローチしていくかというのを計画の中で入れていくというのがいいかと思えます。

私も様々な条例を見させていただいて、実はこういったところに関わっていくということに関して、具体的な計画というのはあまりないというふうに認識しております。そういう意味ではですね、三重が具体的な調査に基づいて、問題の所在、そこにダイレクトにアプローチする計画を立てていくというのは非常に意味があることではないかというふうに思いました。

(小林座長) ありがとうございます。東先生、どうぞ。

(東委員) 今の地域支援にも関連することで、コメントさせていただきます。私もアンケートを拝見して、その中に、三重の中でもその田舎というか、そういうところだとどれだけ生きづらいかって言うような当事者の語りっていうのをいくつか見させていただいたんですけども、ほんとにあの、小さなコミュニティですと同調圧力のかかり方もすごくしんどいだろうというふうに思います。一方でですね、ピアプレッシャーって、よくも働かし悪くも働かすっていうのが 1990 年代から私エイズの活動に関わってきているわけなんですけれどもピアプレッシャーをいい方に使おうみたいなことも言われてるんですね。

そこで、これは本当に県の職員の皆さん、地域の皆さんに教えていただきたいんですけども、三重のちょっと特徴とか、いいところ、悪いところ、田舎であっても、ただ田舎のよさでこういうふうに変えていけるんじゃないかというようなことがもし盛り込めれば、すごく理想的かなっていうふうに思って聞いていました。ありがとうございます。

(小林座長) はい。ありがとうございます。そうですね、三重県らしさというか、三重県ならではの条例になっていけるといいですね。はい、山口さん、どうぞ。

(山口委員) 7 年前から講演を始めたというふうに言って、4 年前にこの法人を立ち上げて本格的に行政と一緒にやっているんですけども。ただ 2017 年ぐらいか

ら、講演会の依頼というのが非常に増えまして。当初は2014年の時は年間10本もあればいいかなっていうぐらいだったんですけども、2017年をピークに、年間150~200本の講演依頼をいただくようになりまして。この8割、9割がほとんど三重県内からいただいています。その三重県内の中でも、大体7割、8割が学校現場から依頼をいただいている、ほかは例えば伊賀と伊勢の市立病院ですね、総合病院から職員研修を全体的にできるようにということで、知る機会を設けていただくということをさせていただきました。

あとは僕の中ですごく、この7年間の中で、三重県の中で変わったなと思うのが、まずは知らなかった、LGBTの言葉を全く知らなかった方が、会場内というよりは9割ぐらい知らなかったところから、今聞くとほぼほぼ知っていると。先ほどおっしゃられたように、10代の方々のいうのは、テレビや、例えばYoutube、漫画、いろんなメディアを通してですね、知る機会をすごく持っているので、10代の方々に関しては学校で講演をしていると、確かに知り始めたなみたいな感じで、この変化に関してはすごく嬉しく思っています。

ただですね、この7年間の間で、ようは中学校、高校生に向けて講演をした、で、7年間経ちましたってなった時に、その子たち今社会人なんですね。当事者、非当事者関係なくLGBTのことを知れたことは、すごく自分の中でも、働く現場の中でもすごく使っていると。ただしここからなんですけども、ようは上司があまり寛容ではないと。あまりいい意見はないと。すごく嫌な言葉を聞いたりするというのも、実際講演会で出会った生徒さんとも、今も連絡をずっと取ったりとか、この前いついつに聞きましたとかって連絡をずっと取り続けてるんですけども、全国的に見ても中小企業がほぼほぼあるわけで、大手企業だけではなくて、中小企業のところに所属している方々がすごく多いので、僕的には三重県でほぼほぼもう中小企業で成り立っているようなもんなので、中小企業の方々、事業の規模とかは別ですけども、それを知っていただく機会に、この条例がなればなと思っていて。まず知らないと何も動けないっていうのも、やはり声でありますので、僕もそこはすごく思っています。ただその知った後、どういうふうなアクションを進めるかっていうところが、非常に自分の中でもキーになっていて。これこれしていただくと嬉しいですよとか、こういうことをしていますって実例を話しても、いざやってみるといっつか、やってないところも多かったりとか。学校現場でよくやっていただいているのは、書籍を置くってことはめっちゃめっちゃシンプルなので、5000円握りしめてくださいと。これで本を買ってくださいみたいな感じで、これならできるでしょうっていうことを学校さんにはやっていただいていた。また自分の団体で、最近プロジェクトで三重県内の小、中、高、大学、特別支援とか全部含めてですね、全部の学校に1校につき3冊ずつ、先生のためのLGBT学習という、自分たちが作ったものなんですけども、それを市や町村の教育委員会に1件1件、1年かけてなんですけど、うちのメンバースタッフが挨拶いって、こういうプロジェクトやってます、教育委員会さんちょっと協力していただだけませんかっていうことで、学校に配布をしたりとか。もう地道な草の根なんですけども、そういったことをやっています。なので、知った後のそのアクションていうところを、この条例を通してですね、なんかそういうふうに広げていければいいんじゃないかなと。特に中小企業ですね、働くっていうことが人生の中で多いので、そこが働きやすい職場になったらいいなというふうに考えています。ちょっと報告にはなるんですけども、三重県の状況としてはちょっとこんな感じで、自分の中では感じてる部分です。以上です。

(小林座長) ありがとうございます。予定してた時間がもうほぼほぼ終わりの時間になってきてしまっておりますが、意見交換のパーツでまだ1度も発言いただいてないので、もし何かあったら最後、江崎さんご発言いかがですか。

(江崎委員) 私は1番年下ということで、勉強させていただいてる感じなので、特に意見はないです。

(小林座長) はい、ありがとうございます。それではぼちぼちお終いなので締めていきたいと思いますが、皆さんからいろんなご意見いただきました。なかなか共通点見出すのも難しい部分もあったかなと思うんですけども、大きく言って三つぐらいのことは、大体概ね共有できたかなと思ってます。

一つは、せっかく作るんだから、これ三重県全体のためというか、オール三重県民のためにもなる条例であって欲しいよねっていうのが一つだろうと。

二つ目としては、やっぱりせっかく作るんだから具体的な実効性を持つ条例になって欲しいよね。ただ単に理念を謳ってお終いではなくて、やっぱりその先に繋がっていく、できるだけ幅広い守備範囲を持てるような条例になっていくといいんじゃないかなっていう話。

そして三つ目は、子供たちの意識改革もさることながら、やっぱり実は大人の意識改革。先ほど50代以上と言われて、私も50代にもうなってるのでちょっとドキッとしてしまったけれども、大人の意識改革っていうところがやっぱり大事なのかなと。ただその際に、制裁的な手段でいくと逆にハレーションを大きく起こしてしまいがちなので、むしろそうではなくて、誘導していくような、あるいは支援をしてくような、そういうアプローチがいいんじゃないかなろうかというようなこと。これももしかすると、個人に対するアプローチと、企業に対するアプローチは違うかもしれないねっていうご発言もいただきました。大きく言うとその三点でしょうかね。県民全体のため、それから具体的な実効性、大人の意識変革、その辺は何となく共有できたんじゃないかなっていう気がしております。すいません、私のまとめがあまり適切ではないかもしれませんが、またご意見がですね、あるようでしたら、皆様のお手元に多分、会議の進行にかかる資料っていうのが届いてるかと思っております。会議の進行に係る資料をペラペラッとめくっていただきますと、8月11日までということで、文書で意見を表明してくださいというのがついておりますので、今日ここで言い足りなかった、あるいはちょっと落ち着いて考えてみると、もう少しこれも言っといた方がよかったなっていうことが多分出てくると思っておりますので、これはあまり時間がなくて恐縮ですが、来週の火曜日夕方5時までと時間まで指定されますので、その時間までに皆さんお送りいただければということで、より多くの様々な意見をいただいて、それを県の条例作りに反映していただけるとありがたいかなと思いますんで、よろしく願いいたします。ということで、もうまもなく時間でありますので、進行の方は事務局にお返しをしていきたいと思っております。どうもつたない進行でしたが、皆さんご協力いただきましてありがとうございました。

(事務局) 小林座長、議事の進行、どうもありがとうございました。事務局として言うべきことも最後にいろいろおっしゃっていただきました。本当に助かります。また委員の皆様、長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、本当にどうもあ

りがとうございました。次回、第2回の検討会ですが、8月31日月曜日の午後に開催を予定しております。そこではですね、条例の素案等の議論をできればというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。改めまして、本日はどうもありがとうございました。